

余裕期間制度イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常委託業務				標準的な履行期間（準備＋作業期間＋後片付け）								
				↑ 着手日（契約締結後15日以内） 着手日（契約締結後余裕日数に15日を加えた日数以内） ↓								
余裕期間制度適用												
	余裕日数（最大3ヶ月）			標準的な履行期間								

← 履行期間（準備＋作業期間＋後片付け） →

【対象業務例】

- ・前倒して発注する業務
- ・工事発注までに余裕期間のある業務（次年度や補正に向けた設計ストック等）

【余裕期間制度のメリット】

- ・発注の前倒し等により、閑散期（4月～6月）に作業が可能となるとともに、資機材（橋梁点検車等）や交通誘導警備員の手配が容易となる。
- ・履行期間を延長することで、作業時期の分散が可能となる。